租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三の四第二項の項	の日の前日	の時
国税通則法施行令第二条第一項第一号（期限の特例）	所得税法	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第三条第三項（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）の規定により読み替えられた所得税法

（寡婦の範囲等に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第十一条第二項（寡婦の範囲）及び第十一条の二第二項（寡夫の範囲）の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税貯蓄に関する異動申告書等に関する経過措置）

第四条　新令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する新令第四十三条第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する新令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書について適用し、施行日前に提出した第一条の規定による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する旧令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十四条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下この項において「平成二十五年旧法」という。）第十条第三項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）（番号利用法整備法第七条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年旧租税特別措置法」という。）第四条第二項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）の規定により平成二十五年旧法第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書又は平成二十五年旧租税特別措置法第四条第二項において準用する平成二十五年旧法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百七十九号。以下「番号利用法整備令」という。）第十五条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下この項において「平成二十六年新令」という。）第四十三条第一項から第三項まで（非課税貯蓄に関する異動申告書）（これらの規定を番号利用法整備令第七条（租税特別措置法施行令の一部改正）の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下この項において「平成二十六年新租税特別措置法施行令」という。）第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）の規定により平成二十六年新令第四十三条第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は平成二十六年新租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する平成二十六年新令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書を提出していない者その他の財務省令で定める者に限る。）が、施行日以後最初に新令第四十三条第一項（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により新令第四十三条第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する新令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書を提出する場合（施行日以後に新令第四十三条第二項又は第三項（これらの規定を租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により新令第四十三条第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する新令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書を提出していない場合その他の財務省令で定める場合に限る。）における新令第四十三条第一項（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新令第四十三条第一項中「次に掲げる場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所地以外の国内の場所への住所の変更に限る。）」と、「本人確認書類（第一号に掲げる場合にあつては、当該本人確認書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。）」とあるのは「本人確認書類」と、「当該本人確認等書類」とあるのは「当該本人確認書類」とする。

（退職手当等とみなす一時金に関する経過措置）

第五条　新令第七十二条第一項（退職手当等とみなす一時金）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に支払うべき同項に規定する一時金について適用し、同日前に支払うべき旧令第七十二条第一項（退職手当等とみなす一時金）に規定する一時金については、なお従前の例による。

（公的年金等とされる年金に関する経過措置）

第六条　新令第八十二条の二第一項（公的年金等とされる年金）の規定は、附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき旧令第八十二条の二第一項（公的年金等とされる年金）に規定する年金については、なお従前の例による。

（有価証券の取得価額に関する経過措置）

第七条　新令第百十二条第二項（合併により取得した株式等の取得価額）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する無対価合併について適用し、施行日前に行われた旧令第百十二条第二項（合併により取得した株式等の取得価額）に規定する無対価合併については、なお従前の例による。

2　新令第百十三条第二項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する無対価分割型分割について適用し、施行日前に行われた旧令第百十三条第二項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する無対価分割型分割については、なお従前の例による。

（返品調整引当金に関する経過措置）

第八条　改正法附則第五条第一項（個人の返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第五十三条（返品調整引当金）（旧法第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定に基づく旧令第百四十八条から第百五十二条まで（返品調整引当金）及び第二百九十二条第一項（第八号に係る部分に限る。）（恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第百五十条第一項第一号中「第六十五条第三項」とあるのは「第六十五条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）に規定するリース譲渡又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属の時期に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下この号において「旧効力法」という。）第六十五条第三項」と、「同条第一項本文又は第二項」とあるのは「法第六十五条第一項本文若しくは旧効力法第六十五条第一項本文」と、「同条第三項」とあるのは「法第六十五条第一項に規定するリース譲渡又は旧効力法第六十五条第三項」と、旧令第二百九十二条